

## 有価証券の私募の範囲の拡大等に係る 証券取引法施行令の整備の概要

平成14年8月6日の「証券市場の改革促進プログラム」及び同年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、ディスクロージャーに関する制度整備として有価証券の私募の範囲の拡大等に関する規定を定めるほか、所要の規定を整備するため、以下のとおり証券取引法施行令の一部を改正するものである。

### 1. 少人数私募における50名カウントからの「適格機関投資家」の除外

- (1) 「有価証券の募集」に該当するか否かを判定する「勧誘の相手方の人数」の計算において、次のすべての要件に該当する場合には、当該勧誘の相手方である適格機関投資家を除いて計算することとする。

当該適格機関投資家が250名以下であること。

次に掲げる旨を定めた譲渡契約を締結することを取得の条件として、適格機関投資家に対する勧誘が行われること。

イ 当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないこと。

ロ 当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること等を記載した書面をあらかじめ又は同時に交付すること。

当該有価証券(株券、新株予約権証券を除く。)に、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

- (2) 「有価証券の募集」に該当するか否かを判定する「過去6か月間に発行された当該有価証券と同一種類の有価証券に係る勧誘の相手方の合計人数」の計算(いわゆる「人数通算」)において、過去6か月間に行われた当該勧誘時に(1)により「勧誘の相手方の人数」の計算から除かれた適格機関投資家がある場合には、当該適格機関投資家を除いて計算することとする。

### 2. エクイティ関連商品に係る「プロ私募」の適用

「プロ私募」(適格機関投資家のみを相手方として行う有価証券の取得の申込みの勧誘で適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)の対象となる有価証券に株券、新株予約権付社債券等のエクイティ関連商品を加えることとし、次のように有価証券の種類ごとに要件を規定することとする。

- (1) 株券、新株引受権証書若しくは新株予約権証券(外国証券でこれらの性質を有するものを含む。)又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券の発行者が法第24条第1項各号のいずれかに該当する株券又は外国出資証券(数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、同種の内容を表示したものに限る。)を既に発行している者でないこと。

当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わない旨を定めた譲渡契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

- (2) (1)に掲げる有価証券以外の有価証券(カバードワラントを除く。)で新株予約権又は新優先出資引受権等が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が(1)の の要件に該当すること。

当該有価証券を取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨が当該有価証券に付されていること。

### 3. 有価証券報告書の提出免除要件の拡大

有価証券報告書の提出免除の承認申請を行った者が、更生手続開始の決定を受けた者であり、かつ、当該申請が当該更生手続開始の決定があった日後3月以内に行われた場合には、当該更生手続開始の決定があった日の属する事業年度に係る有価証券報告書の提出を免除することとする。

### 4. 公開買付制度(3分の1ルール)の適用除外要件の拡大等

- (1) 著しく少数の者からの株券等の買付け等であっても、当該会社の総株主の議決権の3分の1を超える議決権を所有することとなる場合は、公開買付けによらなければならないこととされているが、このような株券等の買付け等のうち、次に掲げるものについては公開買付制度の適用除外とすることとする。

担保権の実行による株券等の買付け等

買付会社の兄弟会社からの株券等の買付け等

買付会社の祖父母会社からの株券等の買付け等

関係法人等(買付会社とその親会社その他の内閣府令で定める会社の集団)全体で他の会社の総株主の議決権の3分の1を超える議決権を所有する場合における当該関係法人等からの当該他の会社の株券等の買付け等

株主数が少数である会社の株券等の買付け等を公開買付けによらないで行うことについて総株主が合意している場合における当該会社の株券等の買付け等

- (2) 株券等の買付け等を行う者が個人である場合において、当該個人と当該個人の親族

(1親等内)が合わせて他の法人等に対して特別資本関係(総株主の議決権の20%以上を所有する関係)を有する場合における当該他の法人等を「特別関係者」とする。

## 5. 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規定の整備

- (1) 上場株式の議決権の代理行使の勧誘の際に、委任状用紙及び参考書類の交付に代えて、情報通信技術の方法による提供も可能とする。
- (2) 上場株式の議決権の代理行使の勧誘を行う際に、参考書類に加え委任状用紙の交付を義務付けるとともに、これらの記載事項について内閣府令に委任する。
- (3) これらの上場株式の議決権の代理行使の勧誘手続について証券取引法施行令に規定することとし、従来これらを定めていた「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規則」を廃止する。

## 6. 商法改正に伴う規定の整備等

商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第109号)による商法改正において「委員会等設置会社に関する特例」が導入されたこと等に伴い、次のように規定の整備を行うこととする。

- (1) 委員会等設置会社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役を置くこととされたことに伴い、会社の役員として「執行役」を追加する。
- (2) ストック・オプションとして新株予約権証券を付与する場合において「勧誘の相手方の人数」から除外することとなる対象者に「執行役」及び「監査役」を追加する。

## 7. 施行期日等

平成15年4月1日から施行する。